

7 弥 監 公 表 第 21 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、令和 7 年度定期監査結果に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 17 日

弥富市監査委員 林 伸一

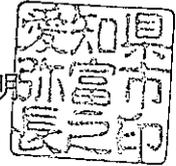
弥富市監査委員 平野 広行



7弥市第 150 号
令和8年3月10日

弥富市監査委員 様

弥富市長 安藤 正明



令和7年度市民課定期監査結果報告における措置及び検討状況の
報告について (通知)

定期監査結果報告において指摘の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

令和7年度定期監査結果報告における
監査委員指摘に対する措置状況等報告書

項目番号	(1)	重点監査項目「個人情報の取扱い」について
<p>監査結果報告における指摘事項</p> <p>実地調査を実施したところ、1台のパソコンに、住民の転入及び転出の個人情報を閲覧できる「マイナポータル」のID及びパスワードの書かれた紙が貼られていた。</p> <p>弥富市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程の（アクセス制御）第17条第2項では、「パスワード等の管理に関する定めを整備するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。」としている。</p> <p>貼られていたパスワードは、市民の個人情報を閲覧するものであるため、管理規程に基づき、適切に管理されたい。</p> <p>その他パソコン1台に、「個人番号カード特急発行申請のシステム」及びインターネットに接続するためのIDとパスワードが書かれた紙が貼られていた。</p> <p>個人情報を閲覧するシステムでなくても、パスワードが目に触れる状態は適切とはいえない。管理規程に基づき、適切に管理されたい。</p>		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対象課	市民課	
原因・理由・背景などの事情説明	担当者が不在であっても、早急に作業が行えるようID及びパスワードの書かれた紙を貼って対応していた。	
措置の状況	いつ (いつまでに)	速やかに
	誰が (どこが)	課員全員が
	何を (どこを)	専用サイトにアクセスできるID及びパスワードを
	どのように措置(改善)した(する)	紙に記載したID及びパスワードは、権限のない他者の目には触れることがないように保管し、パソコンやその周辺に放置されていないか、定期的に確認します。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	課員に対し、令和8年3月3日に周知済み。

項目番号	(2)	釣銭の過不足及び現金の拾得物について
監査結果報告における指摘事項 <p>会計課にある市民課の金庫について実地調査をしたところ、釣銭の過不足及び拾得した現金が、平成 23 年から記録と共に保管されており、令和 8 年 2 月 6 日時点で 2,065 円保管されていた。公金等の取扱いとしては極めて不適切であり、是正を求める。</p> <p>また、「庁舎管理規則」第 13 条において、遺失物の届出について、「庁舎において遺失物を拾得した者は、直ちに当該遺失物を管理責任者に届け出なければならない。」と定められているので、規則を遵守されたい。</p>		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対 象 課	市民課	
原因・理由・背景 などの事情説明	釣銭の過不足及び拾得した現金が、平成 23 年から記録と共に保管されていた。	
措置の 状況	いつ (いつまでに)	速やかに
	誰が (どこが)	課員全員で
	何を (どこを)	釣銭の過不足及び拾得した現金を
	どのように 措置(改善) した(する)	<p>釣銭の余剰金 999 円に関しては、民法第 166 条第 1 項第 2 号「債権等の消滅時効」に従い、時効が (10 年) 成立した後、雑入として入金処理をします。</p> <p>また、今後は釣銭の過不足がないようダブルチェックを行います。</p> <p>拾得した現金 1,066 円に関しては、遺失物の届出として、庁舎管理規則に基づき管理責任者に届け出をしました。</p>
情報 の共有	措置状況に関する課内周知	課員に対し、令和 8 年 3 月 3 日に周知済み。

項目番号	(3)	重点監査項目「個人情報の取扱い」について (鍋田支所)
<p>実地調査を実施したところ、2台のパソコンに、住民記録にアクセスするためのID及びパスワードを記載した紙が貼られていた。</p> <p>弥富市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程の(アクセス制御)第17条第2項では、「パスワード等の管理に関する定めを整備するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。」としている。</p> <p>貼られていたパスワードは、市民の個人情報である住民記録を閲覧するためのものであるため、管理規程に基づき適切に管理されたい。</p>		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対 象 課	市民課 (鍋田支所)	
原因・理由・背景 などの事情説明	担当者が不在であっても、早急に作業が行えるようID及びパスワードの書かれた紙を貼って対応していた。	
措置の 状況	いつ (いつまでに)	速やかに
	誰が (どこが)	課員全員で
	何を (どこを)	ID及びパスワードを
	どのように 措置(改善) した(する)	紙に記載したID及びパスワードは、権限のない他者の目に触れることがないように保管し、パソコンやその周辺に放置されていないか、定期的を確認します。
情報 の共有	措置状況に関する課内周知	課員に対し、令和8年3月3日に周知済み。

項目番号	(4)	自家用車の公務使用について (鍋田支所)
<p>弥富市職員の自家用車の公務使用に関する規程 第3条で、「自家用車を公務に使用しようとする職員は、あらかじめ旅行命令権者の承認を、自家用車使用承認簿により受けなければならない。」としている。鍋田支所は公用車がないため、自家用車を公務で使用しているが、令和4年度から令和7年度の自家用車使用承認簿が存在しない。本庁舎へ書類の送達などのため、自家用車を使用しているのであれば、規程のとおり承認を受け、基準のとおり燃料費の支給を受けられたい。</p>		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対 象 課	市民課 (鍋田支所)	
原因・理由・背景 などの事情説明	鍋田支所には公用車がなく、自家用車で毎月1回程度、書類の送達をすることとなっていましたが、令和4年度から令和7年度において、自家用車で送達をしたときも自家用車使用承認簿に記載していなかった。	
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	速やかに
	誰が (どこが)	課員全員で
	何を (どこを)	自家用車使用承認簿を
	どのように 措置 (改善) した (する)	送達や会議などで自家用車を使用したときは、規程のとおり、自家用車使用承認簿に記載し、基準のとおり燃料費の支給を受けるようにします。 また、自家用車を使用したときは、自家用車使用承認簿に記載をしているか課長が確認をします。
情報 の 共 有	措置状況に関する課内周知	課員に対し、令和8年3月3日に周知済み。